遠隔方位測定設備
監視測定装置
監視制御統括処理部等の改修

仕様書

北海道総合通信局

遠隔方位測定設備　監視測定装置　監視制御統括処理部等の改修　仕様書
(Reform of Hardware to Monitoring Measurement Units of DEURAS center station)

１　品名及び数量

遠隔方位測定設備監視測定装置監視制御統括処理部等　１式

２　納入期限

平成２３年３月３１日（木）

３　納入場所及び主管課

北海道総合通信局　電波監理部　調査課

（電話 011-709-2311 内線 4734）

（北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎）

４　概要

遠隔方位測定設備監視制御統括処理部(以下「監視制御統括処理部」という。)のハードウェア保守期限終了及び修理部材保有期限の終了に伴い、監視制御統括処理部においてハードウェア障害が発生した場合、遠隔方位測定設備センタ局のシステムが停止することから、これにより重要無線通信妨害等への対応ができなくなるため、このような事態を事前に防止するために監視制御統括処理部等の改修を行う。

５　改修内容等

監視制御統括処理部等について、以下を実現すること。

(1) 監視制御統括処理部

ア　機能要件

(ア)現在、センタ局で動作している遠隔方位測定設備各種業務アプリケーション(以下「業務アプリケーション」という。)が、改修後の監視制御統括処理部が含まれるセンタ局において正常に動作すること。

イ　監視制御統括処理部

(a) 筐体は、2U 以内で 19 インチラックに搭載可能であること。

(b) CPU のクロック周波数は 2GHz 以上であること。

(c) 内蔵ハードディスクの実効容量はミラーリング構成後、70GB 以上を搭載すること。

(d) 4 GB 以上の DDR3 メモリを搭載すること。

(e) 1000BASE-T LAN コネクタ（1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応）

を２ポート以上搭載すること。

(f) 電源は AC100V、50/60Hz により正常に動作すること。また、電源ユニットは米国電力研究所（EPRI：Electric Power Research Institute）が認定する「80 PLUS Gold」取得の高効率電源を採用していること。

(イ)ソフトウェア仕様

(a) Network Time Protocol(NTP)サービスを実装していること。

(ウ)機能

(a)ハードウェア本体の電源投入状態時、リモートから制御可能な機能を有すること。

(b)DEURAS サーバ制御機能により、ハードウェア本体の電源、及び業務アプリケーションの制御ができること。

(c)連続稼動性を確保するため、電源装置、冷却ファン等が冗長化されていること。

(d)連続稼動性を確保するため、システム全体の電源オフを伴わず、以下のパーツの活性保守が可能であること。

・内蔵電源機構及びファン

・内蔵ディスク

(e)万が一の障害の際にも復旧時間を短縮するため、エラー発生時にデータを捕らえる、障害箇所特定機能を有すること。また、LED が点灯または点滅することにより障害の識別が可能な機能を有すること。

ウ　監視測定装置ファイアウォール

(ア)ハードウェア仕様

(a)メインメモリとして、1GB 以上を搭載すること。

(b)内蔵ハードディスクとして、80GB 以上の容量を搭載すること。

(c)ネットワークインタフェースとして、10/100/1000BASE-T を 4 個以上標準で搭載すること。

(d)外部インタフェースとして、シリアルポートを 1 個以上搭載すること。

(e)筐体は、1U 以内でラックマウント型であること。

(f)サイズは、432mm（幅）×334mm（奥行き）×43mm（高さ）以内であること（*突起物/ラック用ブラケットを含まない)。

(g)重量は、5.1kg 以下であること。

(h)消費電力は、80W 以内であること。

(i)RoHS 指令準拠製品であること。

(j)ランプ、スイッチ、電源コネクタ、LAN、その他インタフェースが全て前面に配置され、裏側に回らなくても全ての操作を行える装置であること。

(イ)ソフトウェア仕様

(a)UTM 専用機であること。

(b)Linux をベースとした専用の OS であること。

エ　無停電電源装置

(ア)監視制御統括処理部において、5 分以上電源供給が可能なこと。

(2) その他

ア　センタ局を構成する装置において、バッテリー交換等が必要なものについては主管課と相談して実施すること。

6　動作確認及び総合調整

(1) 総合通信局に改修を行った監視制御統括処理部を組み込む際に、事前に作業場所と同等の試験環境を構築した上で動作確認を行い、電波監視業務の運用への影響を最小限に止めること。また、その動作確認結果を社内検査成績書として提出すること。

(2) 既存機能を含めてセンタ局が正常に動作するように、既存の業務アプリケーションに関する知識や実績を有する開発業者、運用・保守等委託事業者、ハードウェア提供業者とソフトウェア提供業者などの協力を得て、総合調整を実施すること。また、その試験結果を社内検査成績書及び現地検査成績書として提出すること。

7　提出書類

請負者は、契約締結後、主管課に対して、次の各号に掲げる書類を定められた期限内に別途主管課が承認した媒体及び方式により記録された電子媒体を 1 式、及びオについては紙面により 1 式をそれぞれ提出するものとする。

ア 取扱説明書　　1 部(施設等の全機能及び性能等について詳細に説明したもの)

イ 社内検査成績書　1 部

ウ 現地検査成績書　1 部

エ インタフェース条件規定書　1 部

オ 保証書　　1 部(納入期限までに提出)

8　適合法令等

本仕様書に基づく作業等においては、次に掲げる関係法令等を遵守するものとする。

(1) 電波法及びこれに基づく諸規則等

(2) 電気事業法及びこれに基づく諸規則等

(3) 電気通信事業法及びこれに基づく諸規則等

(4) 電気用品取締法及びこれに基づく諸規則等

(5) その他関連諸法令及び諸規則等

9 秘密の保持

本仕様書等に基づく作業等において、総務省が開示した行政上の情報（公知の情報を除く。）及び契約履行課程で生じた情報を本契約の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

１０ 取扱説明

監視制御統括処理部の操作方法について、別途指示する職員を対象に説明を実施すること。

１１ かし担保

(1) 施設等の引き渡し日から 1 年以内における故障については、天災その他不可抗力、または使用者側の故意もしくは過失による場合を除き無償で修理することとする。

ただし、請負者の特に重大なかしについては、前述期間後においても発注者は請負者と協議の上、請負者の負担において無償で修理を行わせることがある。

(2) 修理及び改造等については、その部分に起因する故障についても前項に準ずる。

(3) 前記(1)及び(2)に関し、保証書を作成するものとする。

１２ サービス体制

定期保守点検の実施及び故障発生時の速やかな修理を実施できるサービス体制を確保するものとする。

１３ 再委託の禁止

請負者は仕様書に基づく作業を他の第三者に再委託してはならない。

ただし、事前に主管課と調整している場合を除く。

１４ その他

(1) 詳細については、主管課の指示に従うこと。

疑義が生じた場合には、主管課と協議してその指示に従うものとする。